

第 9 9 号議案

指定管理者の指定について

施設の名称 ふくい健康の森

(温泉・スポーツ施設)

指定管理者候補者選定結果

指定管理者指定申請書

健康福祉部



## 「ふくい健康の森（温泉・スポーツ施設）」の指定管理者候補者の選定について

ふくい健康の森（温泉・スポーツ施設）の指定管理者の申請の募集について、ふくい健康の森（温泉・スポーツ施設）指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者候補者を次のとおり選定いたしました。

### 1 団体名

株式会社グリーンシェルター

### 2 所在地

福井県坂井市丸岡町小黒70号6番地1

### 3 指定期間

5年間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）

### 4 選定理由

当該団体は、ふくい健康の森（温泉・スポーツ施設）指定管理者選定委員会の審査において、ふくい健康の森の設置および管理に関する条例で定める指定の基準に十分適合しているものと評価され、指定管理者にふさわしいと認められることから、当該団体を指定管理者候補者に選定します。

### 5 申請団体数（申請受付順）

1団体

### 6 選定委員会での審査結果

#### （1）選定委員会委員

- ・ 山田 孝禎 福井大学教育・人文社会系部門教員養成領域教授
- ・ 佐々木 孝美 一般社団法人福井県中小企業診断士協会理事
- ・ 大森 千恵 一般社団法人福井県子ども会育成連合会専務理事
- ・ 加藤 昌美 福井県レクリエーション協会理事
- ・ 小林 律雄 福井県健康福祉部地域福祉課参事

## (2) 審査結果

| 審査基準   | 配点   | 申請団体名             |
|--|------|-------------------|
|  |      | 株式会社<br>グリーンシェルター |
| 1 県民の平等な利用が確保されていること   | 適/不適 | 適                 |
| 2 施設の効用を最大限に発揮するものであること<br>・ふくい健康の森（温泉・スポーツ施設）の設置目的や業務への適合性<br>・利用者へのサービス向上のための取組み<br>・利用者の安全確保のための取組み<br>・利用者の増、利用促進のための取組み<br>・利用者の意見の反映、業務改善への取組み<br>・提案した計画の内容の妥当性、実現可能性、持続性 | 200  | 125.0             |
| 3 管理の経費の縮減が図られるものであること<br>・管理運営に係る県の支出経費<br>・提案した提示額の妥当性、実現可能性、持続性   | 150  | 138.0             |
| 4 管理を安定して行う能力を有するものであること<br>・人的能力（管理運営組織、人員配置等）<br>・物的能力（財務状況、資産、提携団体等）<br>・申請者の実績（同種の施設の管理運営実績等）<br>・業務全般に対する取組み姿勢<br>・提案した内容の妥当性、実現可能性、持続性                                     | 150  | 116.4             |
| 総合得点（満点500）  | 500  | 379.4             |

※ 点数は5名の選定委員の採点の合計点です。

## (3) 講評

- ・ 審査基準1については、県民に対し広く平等に利用する機会を確保する旨が提案されており、適と評価された。
- ・ 審査基準2については、利用者の年代や属性に応じた運動メニューの提供、新規利用者獲得のための取組みなどの新たな提案が評価された。提案内容の周知方法を工夫し、更に多くの県民に利用されるよう期待したい。
- ・ 審査基準3については、提示額が上限額の範囲内で提示されており、省エネの推進や他部門との一括発注など、経費縮減に向けた取組みの提案が評価された。
- ・ 審査基準4については、他の公共施設の管理を行っており、その活性化のための取組みが評価された。配置人員だけでなく、社内応援体制や提携・協力団体と連携して、安定した管理運営や提案内容の実現に期待したい。
- ・ 以上の総合的な評価により、株式会社グリーンシェルターは、ふくい健康の森（温泉・スポーツ施設）の指定管理者に求められる水準に十分達しているものと評価された。

7 今後、県議会に指定管理者指定の議案を提案します。

県議会の議決を得た後、正式に指定管理者に指定されます。

様式第1号(第2条関係)



令和5年10月6日

福井県知事 杉本達治 様

申請者 福井県坂井市丸岡町小黒70号6番地1  
株式会社グリーンシエルト  
代表取締役 小西 皓

### 指定管理者指定申請書

ふくい健康の森(温泉・スポーツ施設)の管理に関する業務を行いたいので、ふくい健康の森の設置および管理に関する条例第4条第2項の規定により、下記の書類を添えて、申請します。

#### 記

- 1 ふくい健康の森(温泉・スポーツ施設)の管理の業務に関する事業計画書
- 2 定款および登記事項証明書
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表および損益計算書
- 4 申請の日の属する事業年度における事業計画書および収支予算書
- 5 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類
- 6 ふくい健康の森(温泉・スポーツ施設)の管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類
- 7 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 8 国税および地方税について、未納の徴収金がない旨の証明書



ふくい健康の森（温泉・スポーツ施設）の管理の業務に関する事業計画書

1 団体の概要

|   |  |            |   |                   |
|---|--|------------|---|-------------------|
| 団体の種別   | 財団法人 社団法人 <u>株式会社</u> 有限会社 NPO法人<br>その他 ( )  |            |   |                   |
| 団体名   | 株式会社グリーンシェルター  |            |   |                   |
| 所在地   | 福井県坂井市丸岡町小黒70号6番地1   |            |   |                   |
| 代表者名  | 代表取締役 小西 皓   |            |   |                   |
| 電話番号  | 0776-67-1260   |            |   |                   |
| FAX番号   | 0776-67-0220   |            |   |                   |
| メールアドレス   | green@shelter.co.jp  |            |   |                   |
| 設立年月日   | 1975年（昭和50年）10月2日  |            |   |                   |
| 資本金（基本財産）   | 5,000万円  |            |   |                   |
| 従業員数  | 令和5年9月30日現在 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 人   |            |   |                   |
| 主な事業内容<br>（必要に応じ別紙）                                 | 建設事業（土木工事、舗装工事、造園工事、建築工事）<br>造園メンテナンス事業                      警備事業<br>指定管理事業                                      自然エネルギー事業<br>高速メンテナンス事業 |            |   |                   |
| 同種の施設の管理<br>運營業務の実績<br>（必要に応じ別紙）                    | 名称   | 所在地        | 業務内容  | 運営期間              |
|   | テクポ<br>ート福<br>井総合<br>公園  | 福井県<br>坂井市 | ・ 総合公園の維持管理に関<br>する業務<br>・ 利用の許可、利用の許可<br>の取消し、利用の制限そ<br>の他の利用に関する業務  | 平成26年度<br>～現在に至る  |
|   | 坂井市<br>ゆりの<br>里公園  | 福井県<br>坂井市 | ・ ゆりの里公園の維持管理<br>に関する業務<br>・ ゆりの里公園の利用の許<br>可に関する業務<br>・ ゆりの里公園の利用に係<br>る利用料金の徴収に関す<br>る業務<br>・ その他、「仕様書」に定め<br>る業務 | 令和5年度<br>～現在に至る   |
|   | 国営備<br>北丘陵<br>公園   | 広島県<br>庄原市 | ・ 業務全体のマネジメント<br>および企画立案業務<br>・ 施設・設備維持管理業務<br>・ 植物管理業務   | 平成22年6月<br>～現在に至る |
| 【補足説明】<br>広島県内の施設<br>は、当社子会社<br>（広島緑地建設株<br>式会社）の実績 |  |            |   |                   |

|                  |        |  |   |               |
|------------------|--------|--|---|---------------|
|                  |        |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の提案により独立採算で行う収益施設の運営および自主事業(収益施設等設置管理運營業務)</li> </ul>   |               |
| 広島県縮景園           | 広島県広島市 |  | <p>【縮景園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園内施設および駐車場の利用の許可等に関すること</li> <li>施設および附属設備等の維持管理ならびに修繕に関すること</li> <li>庭園管理技術者の育成、確保に関すること</li> <li>入園券の販売および入園料の徴収に関すること</li> <li>利用案内等に関すること</li> <li>伝統文化行事等の実施および伝統文化に関する学習活動の支援に関すること等</li> </ul> | 平成24年度～平成28年度 |
| 広島県縮景園および広島県立美術館 | 広島県広島市 |  | <p>【美術館】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県民ギャラリー、講堂および駐車場の利用の許可等に関すること</li> <li>施設および附属設備等の維持管理ならびに修繕に関すること</li> <li>入館券の販売および入館料の徴収に関すること</li> <li>利用案内等に関すること</li> <li>美術等に関する学習活動の支援および情報発信に関すること</li> <li>特別展の開催に関すること等</li> </ul>         | 平成29年度～現在に至る  |



|         |   |             |   |                  |
|---------|---|-------------|---|------------------|
|         | 廿日市<br>市福祉<br>健康増<br>進保養<br>センター<br>道の<br>駅ス<br>パ羅漢 | 広島県<br>廿日市市 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スパ羅漢の事業の実施に関する業務</li> <li>・ スパ羅漢の利用の許可に関する業務</li> <li>・ スパ羅漢の利用促進に関する業務</li> <li>・ スパ羅漢の施設および設備の維持管理に関する業務等</li> </ul> | 平成26年度<br>～令和3年度 |
| 提携団体名   | (複数の団体により構成されたグループにより申請する場合に記入すること)                 |             |   |                  |
| 主な協力団体名 | 株式会社エル・ローズ、株式会社オーイング                                |             |   |                  |

## 2 ふくい健康の森（温泉・スポーツ施設）の指定管理者を希望する理由

当社は、福井県内のゴルフ場メンテナンスの請負業からスタートし、約半世紀が経過しました。今日では創業当時から培った経験やモノの見方をベースに建設事業を柱として、造園メンテナンス事業、警備事業、指定管理事業、自然エネルギー事業、高速メンテナンス事業を手掛けています。

また、現在は、あわら市や敦賀市をはじめとして、東京都世田谷区、宮城県石巻市、広島県広島市に支店および子会社を構えています。

私たちは、それぞれの地域に根ざした事業をコツコツと積み重ね、地域の人たちと成果を分かち合える仕組みづくりを目指しています。

社員一人ひとりが、その技術・技能をお客様や地域に提供していくことで、その成果は社員の成長にもつながり、社員が成長すれば、より良いサービスをお客様や地域に還元していくことができるようになります。

当社としては、造園技術や他施設の指定管理の経験も活かし、多くの県民の方々に、ふくい健康の森（温泉・スポーツ施設）を安全かつ快適に利用していただき、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう全力を尽くしたいと考えています。

### 3 管理運営基本方針

福井県は、男女ともに平均寿命および健康寿命が全国上位の健康長寿県であり、ふくい健康の森には、生涯健康であり続けるために活用できる施設が整っています。私たちは、この施設運営を通して利用者とともに、元気で生活ができる喜びを分かち合いたいと考えています。

当社が有する施設運営の実績と公園管理技術、そして当該施設の業務実績がある株式会社エル・ローズおよび株式会社オーイングの協力により、それぞれがもつ能力の相乗効果が発揮され、より多くの県民の皆様が安心して利用できる快適な空間を提供することができます。

また、現在の指定管理者である公益財団法人福井県健康管理協会は、コロナ禍前には利用者数が40万人を超えるなど実績を残されておりますので、設置目的を理解の上、次の基本方針に従って実績を積み上げたいと考えております。

#### ① 施設の設置目的を果たす管理運営

子供から高齢者、障がい者等、また、個人や家族、団体がそれぞれの目的に応じて気軽に利用できる施設となるよう、それぞれのニーズに応じたきめ細かなプログラム等の提供や利用しやすい環境づくり等に取り組みます。

また、県民健康センターの指定管理者と協働し、利用者の健康の増進に役立つプログラム等の提供を行います。

#### ② 県民の平等な利用の確保

ふくい健康の森の設置および管理に関する条例・同施行規則をはじめ関係法令に基づいた管理運営・利用許可業務を行い、公平性を確保します。正当な理由がない限り、施設・設備の利用の拒否・制限は行いません。

公平性および透明性を確保するため、施設の利用予約に「福井県電子自治体推進協議会施設予約サービス」（ふくeーネット「施設予約サービス」）が活用できるよう準備を進めます。（同予約サービスの対象外の施設については、先着順を原則とします。）

なお、行政機関・団体等の優先利用（利用申込受付を一般利用よりも早く行うこと。）の取扱いについては、福井県と協議します。

また、利用者の年齢・性別・障がいの有無・国籍等に関わらず、安全・安心そして快適に利用していただけるよう、顧客満足につながる接客、初めて利用される方等への説明・支援、案内表示の点検等を行います。

マニュアル化可能な業務等についてはマニュアルを作成し、その内容を職員に徹底し、公平な対応を行います。

#### ③ 安全・安心等の確保

利用者が安全・安心そして快適に利用していただけるよう、職員による施設・設備の日常点検等、専門業者による検査などを徹底するほか、職員による施設内の巡視等を行います。

事故・災害時の対応マニュアルを作成するほか、事故等発生時の対応が迅速かつ適切に実施できるよう訓練等を行います。必要に応じて、マニュアルの見直しを行います。

万一、危機事象が発生した場合、再発防止対策を検討し、必要な事前対策を講じるとともに、訓練項目に追加して訓練を実施します。

④ 快適な施設環境の提供

日常清掃においては、清掃状況の確認・パトロールや施設管理責任者との連絡調整（状況報告・完了報告等）を行い、衛生管理の徹底を行います。

また、利用者の感情的な快適さ・心地よさを損なわないよう、接触するスタッフに挨拶の励行や礼儀正しい態度（身だしなみを含む。）を徹底します。

⑤ 利用者視点に立った管理運営およびサービスの向上

利用者アンケートだけでなく、職員が利用者と接する機会等を利用して、コミュニケーションを図り、積極的に利用者意見等を把握するように努めます。

そして、利用者ニーズや意見・苦情等への対応を通じて、きめ細かな運営、サービス向上を行います。実施した運営・サービスについては、利用者の評価を把握し、必要に応じ、その後の運営に反映していきます。

⑥ 環境に配慮した管理運営

職員全員が、お客様の利用に支障のない範囲で、節電をはじめあらゆる経費の削減に向けた取組みを行います。なお、取組みの実施に当たっては、その内容をお客様に伝え、理解と協力を求めます。

このほか、修理等に当たっては、省エネタイプのものに変更し、光熱水費等の削減に努めます。

⑦ 地域に貢献する管理運営

周辺地域の自治会や各種団体の行事等に利用していただけるよう営業活動や意見交換を行います。また、周辺地域の自治会等から災害時の避難場所としての利用の要望がある場合には、協議を行い、具体的な対応・措置等を定めます。

障がい者就労施設等から物品販売の場の提供の依頼がある場合には、できる限り協力します。

⑧ 福井県の施策等と連携した事業

「福井県長期ビジョン」「元気な福井の健康づくり応援計画」「福井県高齢者福祉計画 福井県介護保険事業計画」「福井県障がい者福祉計画」「福井県医療費適正化計画」「福井県スポーツ推進計画」等に掲げる具体的な施策等を積極的に推進します。

⑨ 関係法令を遵守した活動等

プロフェッショナルとして評価されるために、法令遵守だけではなく、倫理観、公序良俗などの社会的な規範やルールの意識向上に努めます。

また、ISOのマネジメントの活用と、関係諸団体の講習参加により、社員およびスタッフ一人ひとりがコンプライアンスの重要性を深めます。(当社は、平成12年に、顧客満足の向上を目的としたISO9001「品質マネジメントシステム」の認証を取得しています。)

なお、当社は、労働環境改善への取組みとして、現場の声を聞き会社全体の風通しを良くし、経営者と従業員が一体となって事業を推進するため、令和2年12月、県内建設業界初の労働組合を結成しました。

#### 4 管理運営業務計画

##### (1) 利用者へのサービス向上のための取組み

##### ア 開館時間および休館日の設定

|              | 開館時間   | 休館日   | 備考   |
|--------------|--|---|--|
| けんこうスポーツセンター | 日曜日・休日以外<br>9:00～21:00<br>日曜日・休日<br>9:00～18:00<br><br>(トレーニングジムおよび浴室は閉館15分前まで) | 月曜日(祝日の場合はその直後の祝日ではない日。ただし、7/21～8/31は休館日なし。)<br><br>12/29～1/3 | 施設の保守点検等のため臨時休館する場合がある。<br><br>コートハウスおよびバーベキュー広場は12月から2月は閉鎖。 |
| 温水プール        | 日曜日・休日以外<br>10:00～20:30<br>日曜日・休日<br>10:00～17:30                               |   | 健康スポーツ公園は、積雪等の天候状況に応じて閉鎖する場合がある。                             |
| 健康スポーツ公園     | スケートパーク<br>9:00～21:00<br>上記以外<br>9:00～18:00                                    |   |  |
| 生きがい交流センター   | 健康の湯、福祉の湯<br>10:00～20:30<br>上記以外<br>9:00～21:00                                 |   |  |

開館時間および休館日は、条例に定めるとおりとする。

利用状況(月別・曜日別・時間帯別等)により見直しを検討する。

##### イ 利用料金の設定

##### 【けんこうスポーツセンター・温水プール・健康スポーツ公園】

- ・ 条例に定める限度額と同額とする。(10円未満は切り捨て)
- ・ 当日利用券について、学生(大学生・高校生)料金を設定し、個人だけではなく、サークル(部)活動や合宿等の会場としての利用増を図る。
- ・ 定期利用券については、条例で定める3か月券および6か月券に加え、1か月券を設定する。(スケートパークを除く。)
- ・ 具体的な設定額は下表のとおり。

##### けんこうスポーツセンターおよび温水プール(共通)

|       |             |     |
|-------|-------------|-----|
| 当日利用券 | 大人          | 630 |
|       | 学生(大学生・高校生) | 560 |

|                        |                 |       |        |
|------------------------|-----------------|-------|--------|
|                        | 小人              | 250   |        |
|                        | 高齢者             | 500   |        |
|                        | 障がい者大人および介護者大人  | 310   |        |
|                        | 障がい者小人          | 120   |        |
|                        | 幼児              | 無料    |        |
|                        | 20人以上の<br>団体の場合 | 大人    | 500    |
|                        |                 | 学生    | 500    |
| 小人                     |                 | 210   |        |
| 統一利<br>用券              | 大人              | 1,100 |        |
|                        | 小人(※1)          | 420   |        |
|                        | 高齢者             | 880   |        |
|                        | 障がい者大人および介護者大人  | 730   |        |
|                        | 障がい者小人(※1)      | 280   |        |
| 回数券<br>(6枚<br>つづ<br>り) | 大人(※2)          | 3,150 |        |
|                        | 小人(※1)          | 1,250 |        |
|                        | 高齢者(※2)         | 2,520 |        |
|                        | 障がい者および介護者大人    | 1,570 |        |
|                        | 障がい者小人          | 620   |        |
| 定期利<br>用券              | 大人              | 1か月券  | 5,250  |
|                        |                 | 3か月券  | 12,600 |
|                        |                 | 6か月券  | 22,050 |
|                        | 小人              | 1か月券  | 2,090  |
|                        |                 | 3か月券  | 5,000  |
|                        |                 | 6か月券  | 8,750  |
|                        | 高齢者             | 1か月券  | 4,200  |
|                        |                 | 3か月券  | 10,080 |
|                        |                 | 6か月券  | 17,640 |
|                        | 障がい者大人<br>および   | 1か月券  | 2,620  |
|                        |                 | 3か月券  | 6,300  |
|                        | 障がい者大人          | 6か月券  | 11,020 |
|                        | 障がい者小人          | 1か月券  | 1,040  |
|                        |                 | 3か月券  | 2,500  |
|                        |                 | 6か月券  | 4,370  |

注：「小人」および「障がい者小人」は小学生および中学生を、「高齢者」は65歳以上の方をいう。

※1：12歳以上の方が生きがい交流センター（温泉）を利用する場合、別途150円の入湯税が必要。

※2：生きがい交流センター（温泉）を利用する場合の別途料金は、県と協議します。

けんこうスポーツセンター

| 施設名   | 金額         |       | 備考         |
|-------|------------|-------|------------|
|       | エアロビクススタジオ | 1時間   |            |
| 運動フロア | 全面1時間      | 1,780 | 自由使用の場合、無料 |
|       | 半面1時間      | 890   |            |

健康スポーツ公園

| 施設名           | 金額             |         |       |        |
|---------------|----------------|---------|-------|--------|
|               | テニスコート (※1)    | 1面1時間   |       | 220    |
| 多目的運動広場 (※2)  | 全面1時間          |         | 650   |        |
|               | 半面1時間          |         | 330   |        |
| 400mトラック (※2) | 全面1時間          |         | 860   |        |
| スケートパーク       | 当日券            | 一般      | 400   |        |
|               |                | 大学生・高校生 | 200   |        |
|               |                | 中学生以下   | 100   |        |
|               | 回数券<br>(6枚つづり) | 一般      | 2,000 |        |
|               |                | 大学生・高校生 | 1,000 |        |
|               |                | 中学生以下   | 500   |        |
|               | 定期利用券          | 一般      | 3か月券  | 8,000  |
|               |                |         | 6か月券  | 14,000 |
|               |                | 大学生・高校生 | 3か月券  | 4,000  |
|               |                |         | 6か月券  | 7,000  |
|               |                | 中学生以下   | 3か月券  | 2,000  |
|               |                | 6か月券    | 3,500 |        |

※1：専用利用（貸切利用）のみ

※2：専用しない場合は無料

レンタル料金

| 用具        | 金額  | 備考          |
|-----------|-----|-------------|
| バドミントン用具  | 220 | ラケット2・シャトル1 |
| 卓球用具      | 220 | ラケット2・ボール1  |
| テニス用具     | 220 | ラケット1・ボール1  |
| マレットゴルフ用具 | 330 | スティック1・ボール1 |



【生きがい交流センター】

- ・ 温泉入浴料金および施設利用料金は、条例に定める限度額と同額とする。
- ・ けんこうスポーツセンターおよび温水プール（共通）と同様に、団体料金および学生（大学生・高校生）料金を設定し、団体（企業・学校・地域等）および若者（学生・サークル等）の利用の促進を図る。
- ・ 施設利用料金は、条例では、「午前」「午後」「夜間」「全日」の区分で金額が定められているが、「全日」および「1時間当たり」の区分とし、利用しやすい体系とする。
- ・ 具体的な設定額は下表のとおり。

温泉入浴料金

|                |                |        |        |     |
|----------------|----------------|--------|--------|-----|
| 当日券            | 大人             |        | 670    |     |
|                | 高齢者            |        | 550    |     |
|                | 小人（※1）         |        | 250    |     |
|                | 20人以上の団体の場合    | 大人     |        | 550 |
|                |                | 小人（※1） |        | 210 |
|                | 学生（高校生・大学生）    |        | 610    |     |
|                | 障がい者大人および介護者大人 |        | 550    |     |
| 障がい者小人（※1）     |                | 210    |        |     |
| 回数券<br>（6枚つづり） | 大人             |        | 3,500  |     |
|                | 高齢者            |        | 2,900  |     |
|                | 小人（※1）         |        | 1,250  |     |
|                | 障がい者大人および介護者大人 |        | 2,900  |     |
| 統一利用券          | 障がい者小人（※1）     |        | 1,050  |     |
|                | 大人             |        | 1,100  |     |
|                | 高齢者            |        | 880    |     |
|                | 小人（※1）（幼児を除く。） |        | 420    |     |
| 定期利用券<br>（※1）  | 大人             | 3か月券   | 10,400 |     |
|                |                | 6か月券   | 18,200 |     |
|                | 高齢者            | 3か月券   | 8,000  |     |
|                |                | 6か月券   | 14,000 |     |
|                | 小人             | 3か月券   | 5,000  |     |
|                |                | 6か月券   | 8,750  |     |
|                | 障がい者大人および介護者大人 | 3か月券   | 8,000  |     |
|                |                | 6か月券   | 14,000 |     |
| 障がい者小人         | 3か月券           | 4,200  |        |     |
|                | 6か月券           | 7,350  |        |     |

注：小人および障がい者小人は、3歳から中学生までをいう。（3歳未満の乳幼児は無料）

高齢者は65歳以上の方をいう。

※1：12歳以上の方は、入浴1回につき別途150円の入湯税が必要。

#### 施設利用料金

| 1階 研修施設      | 利用時間                 | 1時間   | 全日     |
|--------------|----------------------|-------|--------|
| 交流ホール        | 9:00～21:00<br>(12時間) | 6,250 | 62,850 |
| いきいき工房       |                      | 1,000 | 10,480 |
| ふれあい研修室AまたはB |                      | 600   | 6,280  |
| ふれあい研修室AおよびB |                      | 1,200 | 12,560 |

| 2階 温泉施設       | 利用時間                  | 1時間 | 全日    |
|---------------|-----------------------|-----|-------|
| くつろぎの間A (40畳) | 10:00～21:00<br>(11時間) | 650 | 6,700 |
| くつろぎの間B       |                       | 450 | 4,920 |
| 教養娯楽室 (10畳)   |                       | 350 | 3,560 |
| 音楽健康室         |                       | 450 | 4,920 |

2階施設利用の場合は別途入館料（入浴料）が必要。

#### ウ 利用者の利便性向上のための取組み

- 「福井県電子自治体推進協議会施設予約サービス」（ふくe-ネット「施設予約サービス」）の活用

このことにより、専用利用料金が定められている施設（例：テニスコートや生きがい交流センターの交流ホール等）の利用希望者は、いつでも、インターネットを通じて、施設の空き状況を確認し、予約ができるようになります。

令和8年度中の開始を目指し、県未来創造部DX推進課と協議を行います。

- 高齢者への対応

高齢者の中には、加齢に伴う心身機能の低下や新しい技術への対応等が不得手の方もいらっしゃるので、スタッフ等は、そのことを十分に理解し、ゆっくり話をしたり、急がせたりしないなど親切かつ丁寧な対応を心掛けます。

- 子育て世代への対応

親子で参加できる教室・イベントを実施するほか、天気や暑さ・寒さを心配することなく親子で一緒に利用できるよう屋内に子供用スペースを設けるイベントの実施を検討します。

- ・ 初めてトレーニングジムを利用する方および利用期間の短い方への配慮等  
初めて利用される方等には、トレーニング機器の安全かつ効果的な使用方法について丁寧に指導します。

また、利用者の身体状況に応じた運動プログラムを作成し、効果測定や運動の成果の説明を行います。

トレーニング指導やアドバイス等を行うことを通じて、安心して、かつ、継続的にトレーニングができるよう支援を行います。
- ・ 運動（スポーツ）に関心はあるが行動に結びついていない方の“きっかけづくり”

上記のほか、初心者が参加しやすいイベント（プログラム）を実施（提供）します。例えば、施設利用に対するハードルを下げる（取り除く）ため、ウォーキングの効果を高めるポール・ウォーキングなど。

※：令和3年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（令和3年11月調査）で、今後行ってみたい運動・スポーツの種目第1位 ウォーキング（29.2%）
- ・ 外国人対応

受付に、翻訳アプリをインストールしたスマートフォンを携帯または携帯翻訳器を設置し、外国人利用者からの質問への回答や説明が円滑に行えるようにします。

火災・地震発生時等における避難誘導フリップパネルは、多言語表示したものを準備します。

（参考）県内の外国人住民（多い順）  
ブラジル、ベトナム、韓国・朝鮮、中国
- ・ 運動用具の販売

現在、スポーツ用品等が販売されていますが、利用者の意見・要望等や販売実績を踏まえ、利用者が手ぶらで来館してもスポーツを楽しむことができるよう、取扱い用品を増やすことを検討します。
- ・ 運動用具の貸出し

利用者の意見・要望等を参考に、条例別表第3に定める附属設備（バドミントン用具、卓球用具、テニス用具、マレットゴルフ用）以外の用具等の貸出し（有料）について、県と協議します。
- ・ 繁忙期における誘導員の配置

夏季休暇期間など、多くの利用者が見込まれる場合は、臨時の駐車場付近に誘導員を配置し、空きスペースへの誘導および歩行者の安全を確保します。

- ・ スマートフォンサイト等の検討  
ホームページを閲覧する場合、スマートフォンによる割合が多い（増える）と考えられることから、Webサイトのリニューアルや改変に当たっては、スマートフォンサイトの作成を検討します。

## エ 苦情処理の方法

- ・ 苦情については、その内容を正確に把握したうえで、迅速に誠意をもって対応します。
- ・ 利用者アンケートだけではなく、受付職員、スポーツ指導員およびプール監視員等が、苦情を受けたときは、（現場）責任者に報告し、責任者が対応することとします。責任者は、苦情の内容および対応等を施設管理責任者に報告します。
- ・ 利用者への説明マニュアル等を作成し、現場において、十分な説明が行われなかったことに起因する苦情へ対応できるようにします。
- ・ 苦情の内容により、県に協議・報告を行います。
- ・ 苦情の内容および対応の記録について、職員が閲覧できるようにするとともに、利用者にも公開することを基本とします。
- ・ 苦情事案だけではなく、ヒヤリハット事例についても、できるだけ多く収集し、適切な対策等を講じて苦情・事故等の防止に努めます。

## （２）利用者の安全確保のための取組み

### ア 個人情報の取扱いについての取組み

- ・ 指定管理業務に関する個人情報の適正な取扱いを確保するための規程およびセキュリティ対策を定める規程を制定し、関係職員への周知および厳正な取扱いを徹底します。
- ・ 個人情報の保護に関する責任者を設置し、定期的に適正な取扱いが行われているかどうかをチェックします。
- ・ 個人情報が記載されている紙媒体の資料については、鍵の掛かる棚に保管のうえ、責任者が管理し、関係者以外が閲覧できないようにします。同資料を業務に使用するに当たっても、離席する場合などは収納するなど漏洩防止を心掛けます。
- ・ 上記資料を破棄する場合は、シュレッダーで裁断するなどして、外部への漏洩を防止します。
- ・ 電子媒体に保存した情報については、パスワードを設定し、定期的にパスワードを変更するなどセキュリティ対策の強化とともに、定期的なバックアップを行うことにより、障害等が発生した場合でも、業務への影響を最小限に抑え、迅速に復旧できるようにします。
- ・ 個人情報を含むデータが保存されているCD・DVD等を廃棄する場合はシュレッダーにかけるなど物理的に破壊し、USBメモリの場合は完全なフォーマットを利用してデータ復元ができないようにします。

- ・ 上記のほか、個人情報を取得する場合の目的の明示および目的外使用の原則禁止、個人情報の厳格な管理（パソコンの暗証番号設定、目的が終了した個人情報の廃棄）、個人情報の持ち出し禁止、個人情報を扱う業務を委託する場合における委託先への個人情報保護義務づけなど、個人情報保護のために講じる措置については、上記の規程に明記します。

#### イ 施設の維持管理の取組み

- ・ 出入口および非常口の周辺ならびに非常時の通路には障害となる物を置きません。
- ・ 施設内の日常清掃においては、作業員の責任者を置き、清掃状況の確認・パトロールや施設管理責任者との連絡調整（状況報告・完了報告等）を行います。なお、スポーツセンターシャワー室およびロッカー室ならびに生きがい交流センター更衣室は、適宜巡回清掃を行います。
- ・ 多くの施設・設備は、整備されてからかなりの年月が経過していることから、日常点検時には、十分気を配って点検を行います。
- ・ 定期点検の結果、不具合の前兆が確認された場合は、予防保全の考え方に基づき、不具合が発生する前に、予防的な修繕・計画的な更新等を行うことについて、必要に応じて、福井県に報告し、修繕等の対応を協議します。
- ・ 施設・設備の不具合や危険個所を発見した場合には、利用者の安全を確保するための応急措置を迅速に講じるとともに、必要に応じて福井県に報告し、修繕等の対応を協議します。なお、修繕等は、優先順位をつけて実施するため、当社内に役員と協議する場を設けます。
- ・ 利用時間外や休館日は、機械警備による不法侵入等の防止に努め、万一、機械警備が異常を受信した場合には、委託先警備員が現場に到着し、確認するような体制を整えます。
- ・ 受付・ロビーやトイレ・更衣室の清潔感は、利用者の印象や信頼感、満足度に大きな影響をもたらすことから、特に注意して清掃等を行います。

#### ウ 利用者の安全を確保するための取組み

- ・ 職員のいる施設については、巡回・監視により、不審者や不審物の有無を確認します。職員のいない施設についても、定期的に巡回を行い、不審者や不審物の有無を確認します。
- ・ 清掃業務に実施に当たっても、不審物の有無を確認します。
- ・ 利用者や地域住民等とのコミュニケーションを図り、目配り、声掛けを行うとともに、事件や不審者等に関する情報の入手に努めます。
- ・ 事件等に関する張り紙を施設内に掲示し、利用者に対する注意喚起を行います。
- ・ 万一、不審者や不審物を発見した場合は、速やかに警察に通報するとともに、利用者への周知や立入禁止の措置等を講じます。

- ・ 熱中症対策として、熱中症に関する知識および対処方法についての研修を行うほか、夏季において、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）を目安に、屋外スピーカーで注意を促すとともに、巡回時に声掛けを行います。また、屋内については、適正な空調管理により、快適な運動環境を提供します。
- ・ 夏季休暇期間など、多くの利用者が見込まれる場合は、臨時駐車場付近に誘導員を配置し、空きスペースへの誘導および歩行者の安全を確保します。（再掲）
- ・ 新型コロナウイルス感染症のような感染症の流行時は、県の指導に従い、検温、消毒、手洗いの励行、マスクの着用、3密回避の周知等を行います。
- ・ 上記のほか、後述「6（5）緊急時等の対応」の「ア 危機発生前の取組み」（災害対策および救急救命等の対応マニュアルの整備、訓練等の実施、緊急連絡網の整備、救護用品・資材等の管理 等）および「イ 危機発生後の対応」（関係機関との連絡体制、負傷者の救助などの迅速かつ適切な対応、再発防止対策の検討・実施 等）を行います。

### （3）利用者の増、利用促進のための取組み

#### ア 利用者の増、利用促進のための具体的な取組み

| 施設           | 具体的な取組み<br>(目的、事業内容、対象者、実施時期・頻度等)  | 利用者増加見込数   |
|--------------|--|--|
| けんこうスポーツセンター | <p>【運動習慣の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県は、概ね全世代で、男女とも、運動習慣のある者の割合が目標に達しておらず、特に、20歳代男性、30歳代女性の割合が低い。<br/>〔福井県高齢者福祉計画から〕</li> <li>・ 令和3年度の運動・スポーツを実施した理由は「健康のため」(76.2%)が最も多く、以下「体力増進・維持のため」(52.0%)、「運動不足を感じるから」(48.1%)、「楽しみ、気晴らしとして」(42.1%)、「筋力増進・維持のため」(35.7%)、「肥満解消、ダイエットのため」(29.9%)が続いている。</li> </ul> <p>スポーツの阻害要因は「仕事や家事が忙しいから」(39.9%)、「面倒くさいから」(26.6%)、「年をとったから」(23.8%)、「特に理由はな」(15.0%)と続いている。〔第3期スポーツ基本計画参考データ集から〕</p> | 令和10年度の利用者数を、(公財)福井県健康管理協会「令和5年度事業計画」に掲げる利用者数の3割増を目指す。 |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  | <p><b>【高齢者の現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県の高齢者数は、2025年頃にピークを迎え、その後も高止まりすると予想されている。<br/>〔福井県高齢者福祉計画から〕</li> <li>・本県の要介護認定率（要支援認定者を含む。）は、全国平均をやや下回っているものの、要介護者認定者の増加は続いていくと見込まれている。〔同上〕</li> </ul> <p>I 年齢や体力、スポーツの経験、関心・目的等の違いに合わせて選択できる複数のプログラムを提供する。</p> <p>初年度は、現地説明会における説明（これまでの事業の実績を踏まえて事業に取り組んで欲しい。等）を踏まえ、現在実施している体力づくり教室を継続することを基本として、利用者の意見・要望等をモニタリングし、必要な見直し・改善等を進めていく。</p> <p>見直し・改善等に当たっては、以下の視点等を十分検討する。</p> | <p>5年度<br/>156,000<br/>↓<br/>10年度<br/>203,300</p> |
|--|--|---|

《年齢別・経験別等》

① 初心者

初心者向けの基本的なエクササイズや、初心者にも取り組みやすい有酸素運動、利用者ごとに適したプランを提供する。(例：ポール・ウォーキング教室<sup>※</sup>、ボディメイク・筋トレ教室)

運動を始める目的に添って、具体的な目標を設定する。

利用者とのコミュニケーションを進め、目標の達成状況等を踏まえて新たな目標を設定するなど、モチベーションを高めて、リピーター化を図る。



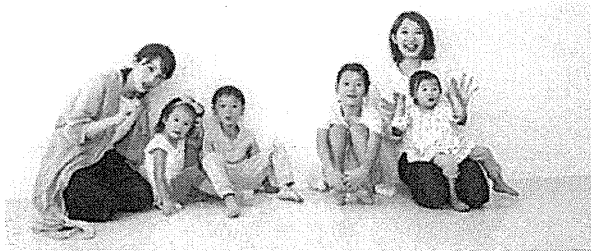
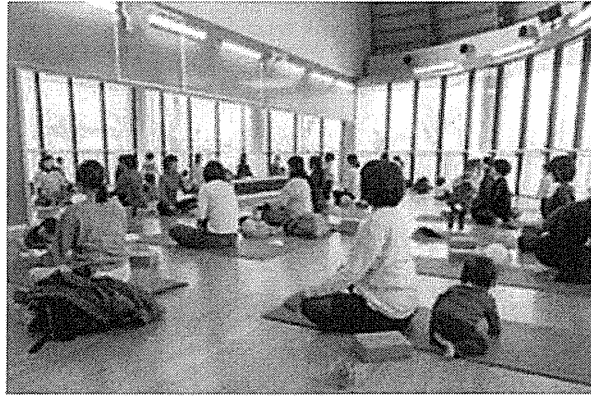
(※：健康スポーツ公園で実施する。)

② 乳幼児と親（親子で参加）

乳幼児の年齢に応じ、親子が楽しみながら、触れ合い、絆の強化にも資するような体操等のメニューを提供する。(例：ベビーヨガ、ベビーダンス等)



一緒に体を動かすことで、子どもの身体能力の向上および親の運動不足の解消を目指す。併せて、乳幼児への食育等母子栄養に関する正しい知識を普及する講座の実施も検討する。



③ 未就学児

運動の基本動作（走る・跳ぶ・投げる等）など、身体能力の向上につながり、小学校での体育の授業にも役立つ教室を実施する。



④ 小学生

苦手意識による運動嫌いな子を減らすため、走り方教室（早く走るためのポイントの指導）やソフトボール体験教室（ボールを投げる・捕る、打つの基本の指導）、苦手克服教室（なわとび等）などを行う。

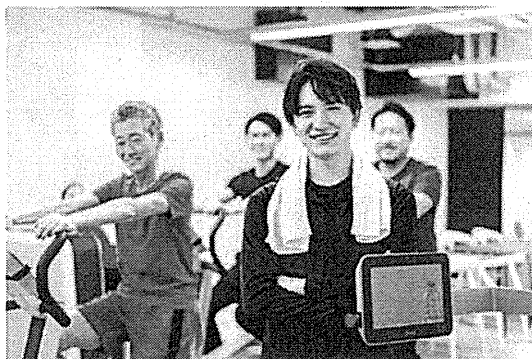
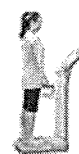


⑤ 大人（一般）

健康増進やストレス発散、メタボリックシンドローム対策・予防など、利用者ごとの関心・悩み等に応じた健康づくりのためのメニューを提供する。（県民健康センターの指定管理者との連携も。）

減量講座やけんこうランチ&エクササイズでは、管理栄養士が栄養指導や講話、献立作成を行い、運動に加え、健康維持の三要素の食事面からの指導等も行う。

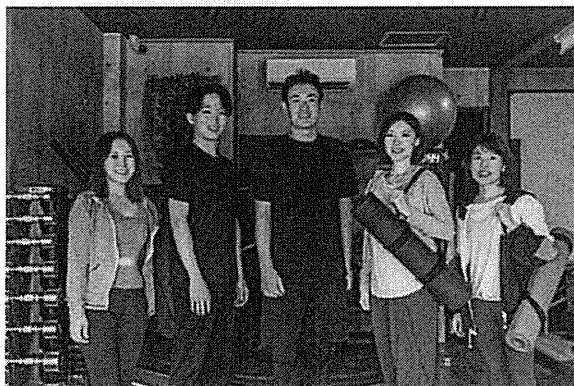
体力測定（テスト）、体組成測定、動作解析等を実施し、その結果を基に体力年齢の判定・体力の評価を行い、個人に適した今後の運動プログラムを作成する。（注：⑥および⑦の対象者も実施）



⑥ 大人（勤労者）

効果的なトレーニングを短時間で行えるよう、個人のレベルや目標に応じたトレーニングメニューを提供する。（例：サーキットトレーニング）

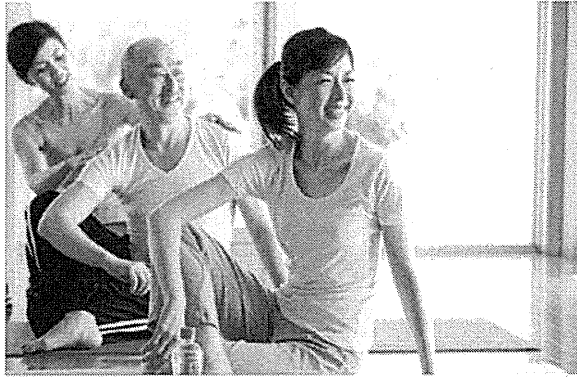
目標の達成状況や進捗状況を確認し、必要に応じてメニューの変更等を行う。



⑦ 高齢者

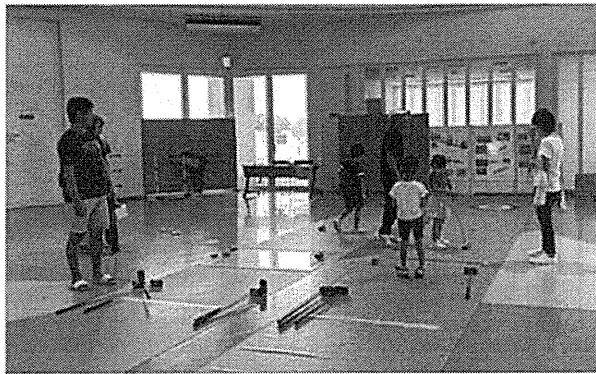
生活習慣病やフレイル・介護の予防を目指し、無理なく続けられるよう、自宅でできる体操を含め負荷の低いメニューを提供する。高齢者は、一人ひとりの状況等が異なるので、個別に指導するとともに、定期的に健康状態（血圧、心拍数等）等を把握しながら、わかりやすく丁寧な説明・アドバイス等を行い、運動習慣が定着するようサポートする。





⑧ 障がい者

障がい者スポーツへの理解促進を兼ねて、障がいのない人と一緒に楽しむスポーツ体験会等の実施を検討する。



II 新規利用者の獲得とリピーター化による定着率の向上等を目指し、体験教室や近隣の公民館等において出張運動教室を行う。

① 体験教室

年齢層や体力等のレベル等、対象者を明確にして、体験教室を実施する。(運動したい気持ちはあるが、なかなか実行できていない潜在的利用者向けには、抵抗感をなくすために、体験内容はコンパクトなものにする。)

指導者とのコミュニケーションを取りながら、対象者に応じた運動指導および体験を行うほか、期待される効果等を説明する。

参加者一人ひとりのニーズ等に即したアドバイス等を行い、満足度を高め、リピーター化を促進する。

一部、参加者がペアを組むメニューも取り入れ、お互いが運動を継続する意欲の継続・向上を図ることも検討する。  
参加者の意見等を参考に、内容等の見直し・改善を図る。




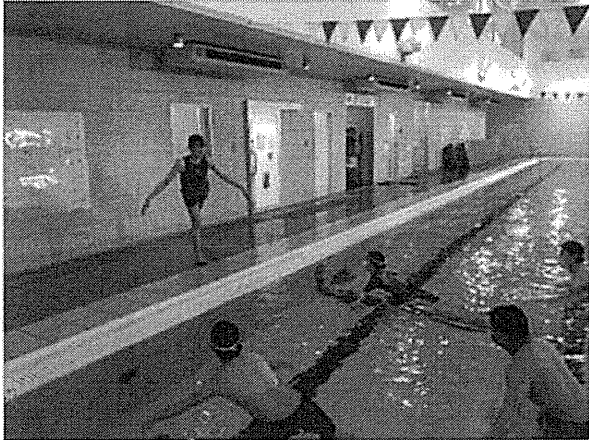
② 出張運動教室

地域の団体等からの依頼を受け、公民館等に健康運動指導士等の専門指導者を派遣して、スポーツ・健康づくりを指導する。  
併せて、健康の森の施設のPRを行い、新規利用につなげる。



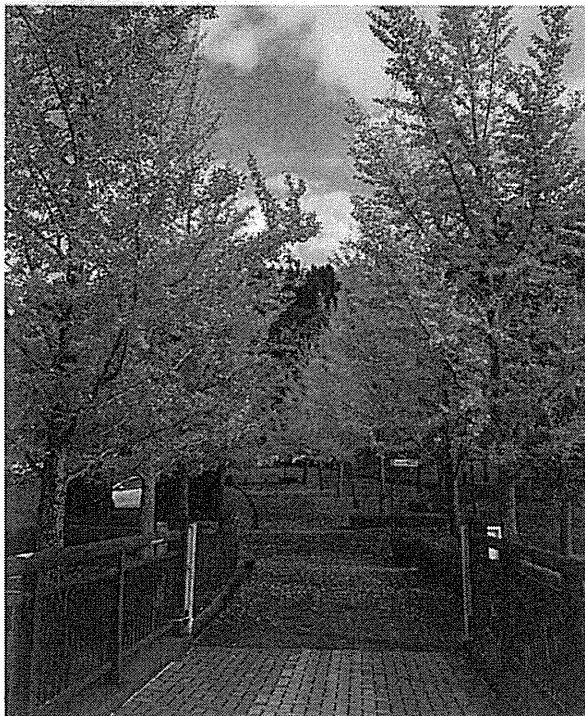
温水プール


- I プールだけではなく、スタジオ、トレーニングジムの3つを利用し、効果的なトレーニングができるエクササイズプランを提供する。
- II 閑散期における利用者増を目指し、プログラム等を提供する。

|          |   |    |
|----------|---|----|
|          | <p>① 子どもを対象に、年齢や経験の程度に応じたプログラム（カリキュラム）を提供</p>  <p>② 水中でのエクササイズ<br/>車いすや歩行補助具を使用している方も含め、個々人にあった運動強度で無理なく実施できるプログラム。<br/>（水中運動プログラムの作成に当たっては、既往歴や医師からの指示（禁忌事項）等の聞き取りを行う。）</p>  <p>③ 親子を対象に、子供向けの水遊びやゲーム、親子で楽しめるアクティビティ</p> |    |
| 健康スポーツ公園 | <p>I 桜およびイチョウが見頃の時期に、いきいきストリート等にキッチンカー等を出店し、集客力を向上させるとともに、健康の森の認知度を高める。<br/>その他の時期も、出店希望があれば許可し、利用者の利便性・満足度の向上を図る。</p>  | 同上 |



5年度  
52,000  
↓  
10年度  
67,700



|                   |  |   |
|-------------------|--|---|
|                   | <p>II 福井県スケートボード協会と教室*および競技大会の開催に向けて協議する。<br/> ※：初心者向けだけでなく、技術向上のための教室（初級者から上級者までレベルに応じた教室）</p> <p>III 福井県マレットゴルフ協会と教室および大会の開催に向けて協議する。</p> <p>IV 小学生（低学年・高学年）等を対象とし、走る・跳ぶ・投げるといった基本的な動作を取り入れた運動教室「キッズプレイスクール」（仮称）の開催を検討する。<br/> 指導者（案）<br/> 幅口 絵里香氏（大野市出身。ビーチバレーボール元日本代表。株式会社オーイング所属。）</p>  |   |
| <p>生きがい交流センター</p> | <p>I 「サ活」をしている人の利用増を目指し、利用者等の意見等を聞き、曜日・時間帯の利用者層の調査結果も踏まえ、サウナおよび水風呂の温度の見直しを検討する。見直しに当たっては、曜日・時間帯により設定温度を変えることも検討する。</p> <p>II “福祉の湯”を活用し、福祉型家族風呂（仮称）を検討する。<br/> 対象（案）：施設入所者とその家族<br/> ひとり親家庭の親子</p>   | <p>同上</p> <p>5年度<br/> 103,600<br/> ↓<br/> 10年度<br/> 134,900</p> |



|                       |   |                    |
|-----------------------|---|--------------------|
|                       | <p>III 交流ホールまたはふれあい研修室を活用し、高齢者等を対象に、生活習慣病やフレイル・介護予防を目的とする運動教室（低額）を実施する。（温泉利用をセット）</p> <p>例：ラジオ体操・みんなの体操（動きのポイントや効果を説明）、手遊び運動の脳トレ、椅子やチューブ、ミニボールを使った筋トレ 等</p>  <p>IV 乳がん手術等の傷跡が人目に触れないよう「入浴（用肌）着」の着用について、ポスター等を掲示し、他の利用者の理解を呼び掛ける。受付で、入浴着を販売することを検討する。</p> <p>V 外国人留学生や外国人労働者を対象とした銭湯体験（日本文化の紹介）の実施について、福井県国際交流協会の協力を得て実施できないか協議を行う。（このほか、外国人と県民との交流に資する事業についても協議を行う。）</p> |                    |
| <p>複数施設やふくい健康の森全体</p> | <p>I 県民健康センターの指定管理者との連携を進める。（後述（3）ウのとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診査の結果運動指導等を受けた方の利用増</li> <li>・県民健康センターを含む健康の森全体を会場にしたイベントの開催等</li> <li>・健康の森全体の情報発信</li> </ul>   | <p>（上記見込数を含む。）</p> |

II 健康の森の認知度を高めるため、話題性のあるイベントを誘致または実施する。

(案) 恐竜着ぐるみレース、ドローン体験会、ジャンボシャボン玉遊び、落ち葉拾い&落ち葉プール、星空鑑賞会、防災キャンプ

福井県レクリエーション協会、ジュニアリーダー等の協力を得て、イベントを検討し、実施する。

III イベントのPRにマスコミ等を利用する。

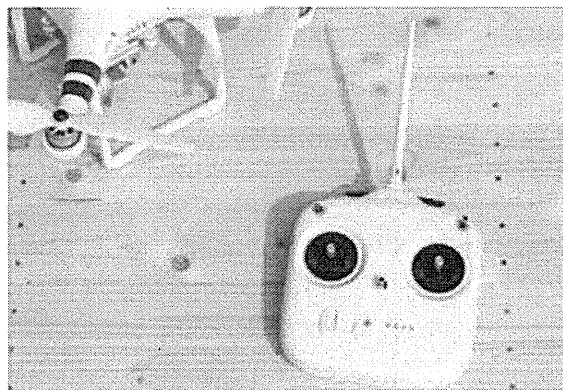
特に、複数日または定期的に開催するイベントは、初日(初回)分をニュースとして報道してもらえるよう働き掛けを行う。


IV 利用者等の属性(性別・年齢・職業・居住地域等)や認知経路、季節別・曜日別・時間帯別の利用者数の調査を行い、その結果を踏まえて、媒体やターゲットを絞ったPRを行う。

V ふくい健康の森の施設等を利用して実施できる資格取得のための講習会等の誘致を行う。

(例: ドローン関係、各種インストラクター・指導者\*)

※: キャンプインストラクター、スポーツ・レクリエーション指導者 等



|            |   |  |
|------------|---|--|
| <p>その他</p> | <p>I 手ぶらで来場して、バーベキューを楽しむことができるよう、バーベキューの食材デリバリーおよび用品レンタルについて業者と協議を行う。</p> <p>II 健康の森への愛着形成を図るため、樹木の剪定時期や病害虫防除時期に、地域住民等から希望者を募り、公園内の樹木を教材にして当社の講師による剪定教室や病害虫防除教室を開催する。</p>  <p>III デイキャンプ・キャンプ・RVパークのエリア設置（有料）について、県と協議を行う。</p> |  |
|------------|---|--|

指定管理1年目は、現地説明会における説明を踏まえ、これまで実施されてきたプログラムや教室を継続することを基本としますが、利用者（参加者）数や利用者等の意見・要望、指導者の意見等を踏まえて、よりニーズの高いプログラム等への変更などを行い、利用者等の満足度の向上、利用者数等の増を図ります。

イ 利用促進のための広報活動、健康と生きがいづくりに関する情報発信活動

・ WebやSNSの活用

現在のふくい健康の森のホームページには、LINE、Twitter、Instagram、Facebookを利用して、情報発信することができるようQRコードが掲載されています。

WebやSNSを活用して、施設利用案内、各種プログラムや教室、イベント等に関する情報だけではなく、健康の森の季節の様子なども情報も発信します。

さらに、施設管理者からだけでなく、利用者からの情報発信を促す仕組みを検討します。

・ 季刊誌等の活用

現在実施されている季刊誌『健康の森通信』の発行、公共施設や公民館、団体施設等への配布の継続について、県民健康センターの指定管理者と協議します。

企業・団体・地域団体等を訪問し、施設・教室・イベント等のPRを行うとともに、訪問時に、施設利用に向けた希望等を把握し、それらに対応することにより利用促進につなげていきます。

また、子どもや親子を対象としたプログラム・イベント等のチラシ等は近隣の幼稚園・保育園・こども園・小学校・こども会等に、高齢者を対象としたものは老人クラブ等の団体に配布するなど、対象者に情報が確実に届くような取組みを実施します。

・ マスコミ露出（パブリシティ活動等）

福井県広報誌『NEWSふくい』をはじめ、マスコミ（新聞、テレビ、ラジオ）等への露出につながるよう、プログラム・イベント・季節感等の情報を、プレスリリースや電話、FAX等により積極的に提供します。

マスコミ関係者（記者）で、健康診査の結果、メタボリックシンドローム、糖尿病、高血圧症または脂質異常症などが認められた方に、ダイエットプログラム（減量講座）などの運動療法を実践し、その経過・結果（効果）等について情報発信（記事掲載、放送）していただけるよう提案・働掛け等を行います。

・ 認知経路の調査（再掲）

より効果的な情報発信につなげるため、施設の初回利用者やイベント参加者の認知経路（施設またはイベントを何で知ったのか）に関する調査を行い、その結果を踏まえて、媒体やターゲットを絞ったPRを行い、利用者数等の増加を図ります。

・ 認知度の向上

上記の広報・宣伝等を組み合わせて実施し、ふくい健康の森の存在やその魅力、実施事業等を県民に認知してもらい、利用の促進につなげていきます。

ウ 県民健康センター指定管理者との連携

- ・ 県民健康センターの健康診査の結果、生活習慣病（糖尿病、肥満症等）やメタボリックシンドロームと診断された方を紹介していただき、個別の運動プログラムの作成、減量講座等の実施、効果測定の実施、運動の成果等の説明等を行えないか、具体的取組みについて協議します。

- ・ 県民健康センターを含む健康の森全体を会場にしたイベントの開催等について協議します。
- ・ 上記イについて、健康の森全体で情報発信を実施した方が効果的なものがあると考えており、具体的な対応について協議します。

#### (4) 利用者の意見の反映、業務改善についての取組み

##### ア 利用者数の目標

| 施設区分                 | 6年度     | 7年度     | 8年度     | 9年度     | 10年度    | 合計        |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| けんこうスポーツセンターおよび温水プール | 169,400 | 177,900 | 186,400 | 194,800 | 203,300 | 931,800   |
| 健康スポーツ公園             | 56,400  | 59,300  | 62,100  | 64,900  | 67,700  | 310,400   |
| 生きがい交流センター(温泉)       | 105,000 | 110,300 | 115,500 | 120,800 | 126,000 | 577,600   |
| 同(交流ホール・研修室等)        | 7,400   | 7,800   | 8,200   | 8,600   | 8,900   | 40,900    |
| 計                    | 338,200 | 355,300 | 372,200 | 389,100 | 405,900 | 1,860,700 |

##### [算出根拠]

- ・ けんこうスポーツセンター(温水プールを含む。)および生きがい交流センターの利用者数は、令和4年度実績が304,990人、令和5年度計画が311,600人であり、この増加を目指し最大限の努力を行います。(後述【参考】のとおり)
- ・ 次期指定管理期間の利用者数の目標については、新型コロナは収束し、新たな感染症の流行がないことを前提としています。
- ・ 新プログラム等の実施や既存プログラム等の見直しについて情報発信等を行うとともに、施設の認知度を高めて、利用者増を目指します。  
《健康スポーツセンター、温水プール》
  - ◇ 年齢や体力、スポーツの経験、関心・目的等の違いに合わせて選択できる複数のプログラム等を提供する。
  - ◇ 初心者、親子、勤労者、高齢者等を対象としたプログラムに重点を置いて、必要な見直し・改善等を進めていく。

- ◇ 温水プールについては、閑散期に、子ども、親子、高齢者向けのプログラム等を充実していく。
- ◇ 初心者には、体験教室等において、一人ひとりの体力等に応じたアドバイス等を行い、リピーター化を促進する。
- ◇ 地域団体等からの依頼に基づく出張運動教室を行い、健康の森の施設のPRも行い、新規利用者の増加を図る。

《健康スポーツ公園》

- ◇ 福井県スケートボード協会や福井県マレットゴルフ協会と、教室や大会の開催について協議し、実現を目指す。
- ◇ 福井県レクリエーション協会、ジュニアリーダー等の協力を得て、レクリエーション・イベントを定期的に行うことを目指す。

《生きがい交流センター（健康の森温泉）》

- ◇ サウナおよび水風呂の温度の見直しにより、「サ活」をしている人の利用増を目指す。
- ◇ “福祉の湯”を、障がい者のほか、施設入所者とその家族、ひとり親家庭の親子も利用できるように運用を見直す。

《生きがい交流センター（交流ホール・研修室等）》

- ◇ 福井県レクリエーション協会、ジュニアリーダー等の協力を得て、レクリエーション・イベントを定期的に行うことを目指す。
- ◇ 高齢者等を対象に、生活習慣病やフレイル・介護予防を目的とする運動教室と温泉利用をセットにしたプログラムを実施する。

- ・ 周辺地域の自治会や企業・団体等への営業活動を行います。
- ・ マスコミを通じた広報の強化に加え、ソーシャルメディアを活用した情報発信等も行います。

【参考】施設別利用者数

| 施設区分           | 4年度実績   | 5年度計画※  |
|----------------|---------|---------|
| けんこうスポーツセンター   | 203,114 | 208,000 |
| スポーツセンター・温水プール | 148,980 | 156,000 |
| スポーツ公園         | 54,134  | 52,000  |
| 生きがい交流センター     | 101,876 | 103,600 |
| 健康の森温泉         | 95,611  | 96,700  |
| 交流ホール・研修室等     | 6,265   | 6,900   |
| 合 計            | 304,990 | 311,600 |

※：(公財) 福井県健康管理協会「令和5年度事業計画」から

イ 利用者の意見の把握および対応

- ・ 意見・要望等については、しっかりと収集し、迅速かつ誠意をもって対応します。

- ・ 利用者アンケートだけではなく、受付職員、スポーツ指導員およびプール監視員等が、意見・要望等を受けたときは、(現場)責任者に報告し、速やかに対応すべきものについては、責任者が対応することとします。責任者は、意見・要望等の内容および対応等を施設管理責任者に報告します。
- ・ 受付職員等から利用者に対し、積極的にコミュニケーションを取り、意見・要望等を把握します。(対応は上記と同じ。)
- ・ E-mailは、休館日を除く毎日、朝夕確認を行います。
- ・ 意見・要望等の内容により、福井県に報告・協議を行います。
- ・ 意見・要望等の内容および対応の記録について、職員が閲覧できるようにするとともに、利用者にも公開することを基本とします。
- ・ 改善措置・対応等を実施した場合、利用者の反応等によりその効果等をチェックし、仮に不十分である場合にはさらなる改善等につなげていく仕組みを構築します。

## 5 令和6年度～令和10年度の収支計画

### 【収入】

(単位：千円)

| 項目     | 6年度     | 7年度     | 8年度     | 9年度     | 10年度    | 合計      | 備考 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----|
| 利用料金収入 | 120,000 | 126,000 | 132,000 | 138,000 | 144,000 | 660,000 |    |
| 負担金    | 17,100  | 17,100  | 17,100  | 17,100  | 17,100  | 85,500  |    |
| その他の収入 | 1,650   | 1,700   | 1,750   | 1,800   | 1,850   | 8,750   |    |
| 計(A)   | 138,750 | 144,800 | 150,850 | 156,900 | 162,950 | 754,250 |    |

### 【支出】

(単位：千円)

| 項目        | 令和6年度   | 令和7年度   | 令和8年度   | 令和9年度   | 令和10年度  | 合計        | 備考 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|----|
| 人件費       | 33,049  | 34,040  | 35,062  | 36,113  | 37,197  | 175,461   |    |
| 消耗品費      | 5,302   | 5,302   | 5,302   | 5,302   | 5,302   | 26,510    |    |
| 燃料費       | 58,906  | 58,906  | 58,906  | 58,906  | 58,906  | 294,530   |    |
| 印刷製本費     | 710     | 710     | 710     | 710     | 710     | 3,550     |    |
| 光熱水費      | 139,644 | 139,644 | 139,644 | 139,644 | 139,644 | 698,220   |    |
| 修繕料       | 10,000  | 10,000  | 10,000  | 10,000  | 10,000  | 50,000    |    |
| 通信運搬費     | 717     | 717     | 717     | 717     | 717     | 3,585     |    |
| 保険料       | 849     | 849     | 849     | 849     | 849     | 4,245     |    |
| 委託料(外部委託) | 250,691 | 253,003 | 255,316 | 257,628 | 259,941 | 1,276,579 |    |
| 使用料・賃借料   | 3,400   | 3,470   | 3,540   | 3,610   | 3,680   | 17,700    |    |
| その他の支出    | 20,565  | 21,486  | 22,410  | 23,333  | 24,256  | 112,050   |    |
| 計(B)      | 523,833 | 528,127 | 532,456 | 536,812 | 541,202 | 2,662,430 |    |

|        |         |         |         |         |         |           |  |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|--|
| 計(B-A) | 385,083 | 383,327 | 381,606 | 379,912 | 378,252 | 1,908,180 |  |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|--|

この金額が、福井県が指定管理者に支払う指定管理料（消費税および地方消費税額を含む）となります（募集要項で定められた上限額を超えないこと。）。

### 〔積算根拠〕

- ・ 仕様書の添付書類で示された利用状況、収入および支出実績は、新型コロナウイルス感染症の影響等で非常に厳しいものですが、次期指定管理期間中は、新型コロナウイルスは収束し、新たな感染症の流行もないことを前提とし、利用料金収入が増加するよう最大限の努力を行います。
- ・ 人件費等については、近年の福井県の最低賃金の伸びが今後も継続することを想定し、年3%増を見込みました。
- ・ 修繕費については、設備等の老朽化および過去4年間の実績を踏まえて見込みました。
- ・ 委託費（外部委託）については、現在の指定管理者が再委託している事業者からの意見（人件費負担が増大している等）等を踏まえて、算定しました。



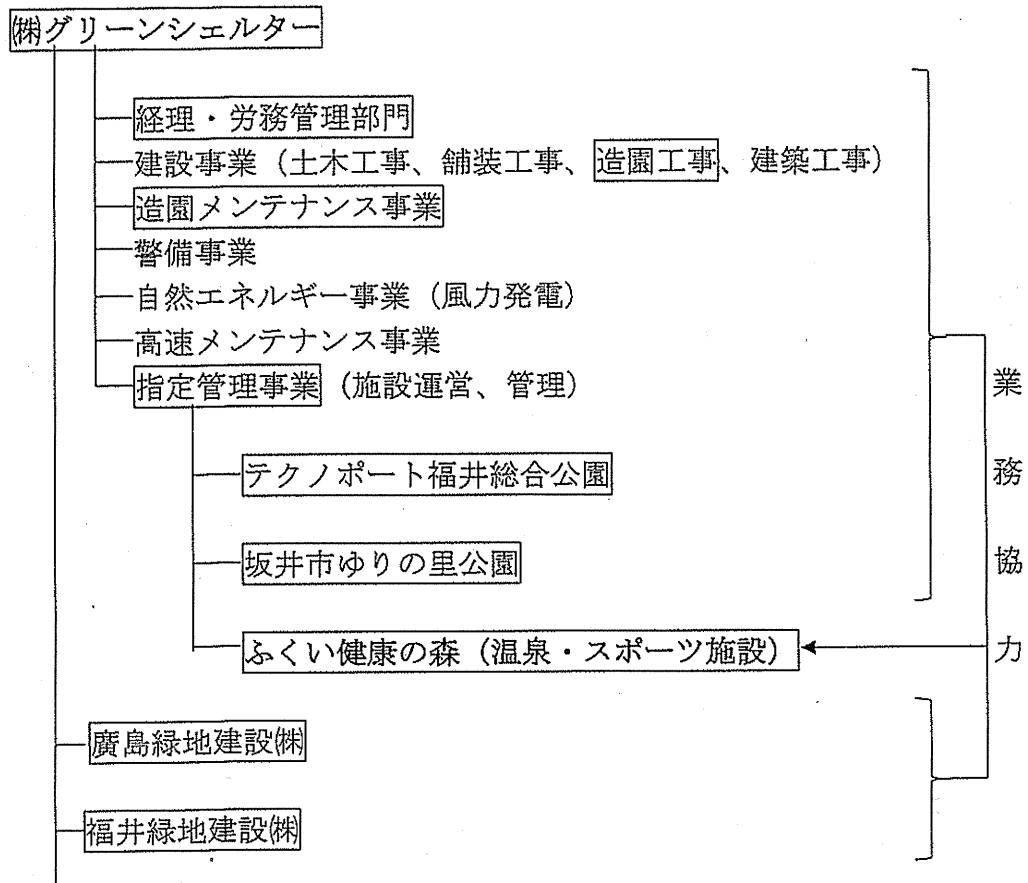
#### [経費縮減の主な取組み]

以下の取組みを実施し、経費縮減を図ります。ただし、必要以上の経費削減や無理な削減は、提供するサービスのレベルおよび利用者の満足度の低下につながり、将来の安定した経営を脅かすことにつながることから、無理なく継続できることを実行し、その効果を最大限にしていきます。

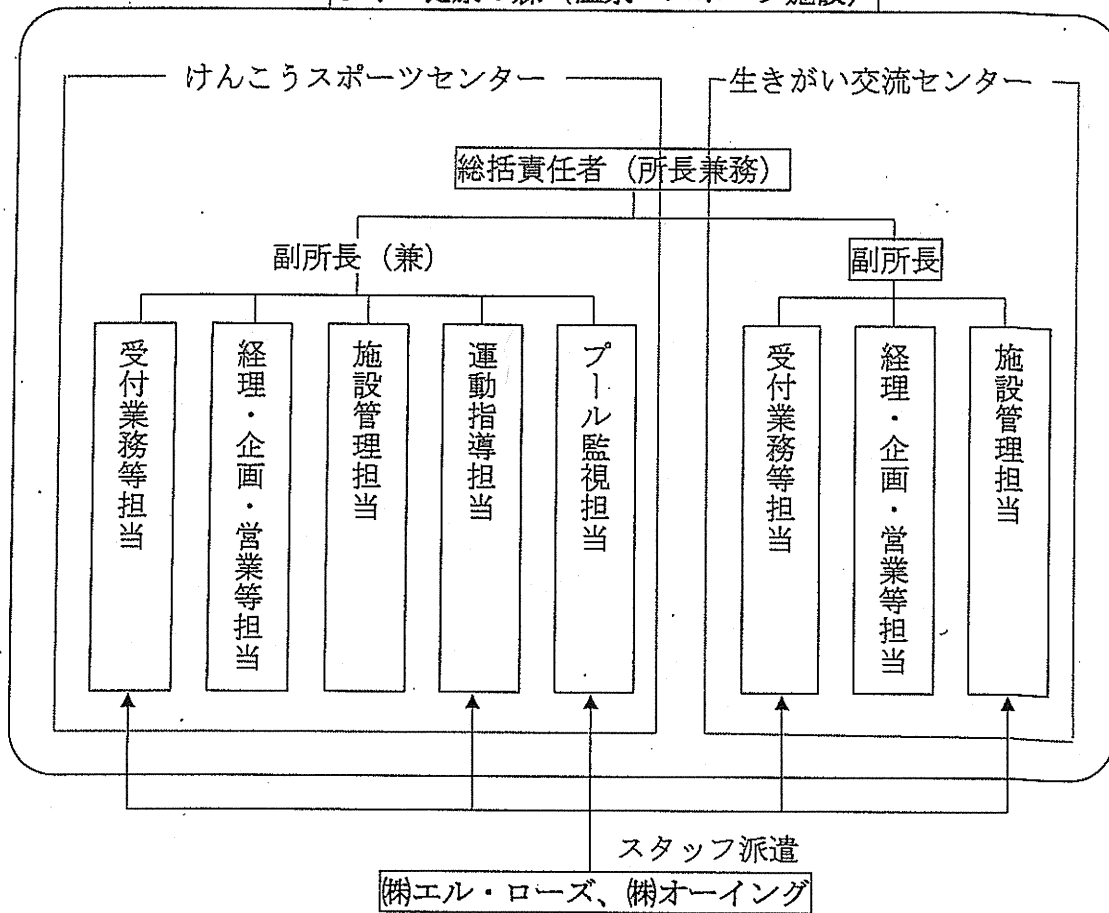
- ・ 調達業務における仕入価格や業者選定、発注方法の適正化  
業者選定に当たっては複数業者からの見積りを徴収するまたは入札を実施することを基本とします。  
再委託業務の内容により、契約期間を複数年度とすることを検討します。  
当社の他部門と共通の消耗品等は、同時調達による経費削減を目指します。
- ・ 省エネの推進  
施設の利用状況に応じて、設備・機械等のスイッチのON・OFFに取り組み、無駄の削減に取り組みます。  
業務日誌に、電気・水道・燃料の使用量等を記録し、電気等の使用量の異常値については、要因・原因を解明し、必要に応じて、職員への注意喚起または修理等を行います。  
設備等の修繕等に当たっては、LED照明や省エネタイプを導入します。
- ・ 業務の実施方法の見直し  
業務のペーパーレス化を進め、コピー代等を削減します。(報告・連絡等に当たっては、紙への印刷からPDFファイルを送信または共有する。)  
利用者からの予約や利用者への連絡に当たり、インターネットやメールの活用を進めます。(ただし、メールの誤送信等が起きないように運用ルールを策定し、徹底します。)
- ・ 県民健康センターと共通の再委託業務の一括契約  
一括契約による経費節減が可能なものについては、県民健康センターの指定管理者と協議します。
- ・ 当社の他部門の人材・資材・機械等の活用  
当社の人材の活用や保有する資機材の使用により、経費の削減につなげます。
- ・ ゼロ・エミッションの推進  
剪定枝は、当社の粉砕機によりチップ化し、施設内の樹木の下に雑草防止として再利用します。

6 組織および運営体制

(1) 管理運営組織



ふくい健康の森 (温泉・スポーツ施設)



管理責任者：総括責任者（所長）および副所長

(2) 人員配置、業務内容および勤務体制等

| 職名<br>(職種)   | 担当業<br>務内容    | 資格・実<br>務経験年<br>数等 | 雇用形態 |     |     | 年齢層 | 1週間<br>の勤務<br>時間 | 人件費<br>(千円)   |
|--------------|---------------|--------------------|------|-----|-----|-----|------------------|---------------|
|              |               |                    | 正規   | パート | その他 |     |                  |               |
| 所長<br>(事務)   | 施設運営管理<br>総括  | 4                  | ○    |     |     | ■代  | 37.5             | ■             |
| 副所長<br>(事務)  | 同上<br>所長補佐    | 5                  | ○    |     |     | ■代  | 37.5             | ■             |
| リーダー<br>(技術) | 施設管理          | 25                 | ○    |     |     | ■代  | 37.5             | ■             |
| リーダー<br>(事務) | 経理・企画・<br>営業等 | 5                  | ○    |     |     | ■代  | 37.5             | ■             |
| (事務)         | 経理・企画・<br>営業等 | 8                  | ○    |     |     | ■代  | 37.5             | ■             |
| (事務)         | 経理・企画・<br>営業等 | 10                 | ○    |     |     | ■代  | 37.5             | ■             |
| 合計<br>【6人】   |               |                    |      |     |     |     |                  | 33,049<br>(a) |

- ・ 担当業務は固定化せず、さまざまな業務に対応できるようにする。(特別の資格が必要な業務を除く。)
- ・ 職員の勤務ローテーション表(標準月)は別紙1のとおり  
夜間および土日祝日においても、開館時間中は、当社職員が不在の時間帯を設けないことを基本とする。
- ・ 委託先の派遣スタッフの配置(標準月)は別紙2のとおり

[備考]

| 資格等の名称     | 有資格者氏名 |
|------------|--------|
| 防火管理者      | ■      |
| 危険物取扱者第4類  | ■      |
| 電気主任技術者第3種 | (外部選任) |
| ボイラー技士2級   | ■      |
| プール衛生管理者   | (外部選任) |

注：現在の指定管理者である(公財)福井県健康管理協会職員を雇用した場合は変更となる。

- ・ 委託先の派遣スタッフまたは同社社員が有する資格等  
健康運動指導士、健康運動実践指導者、管理栄養士、公認水泳教師、プール管理責任者、プール衛生管理責任者、赤十字水上安全法救助員I、警備員指導教育責

任者、施設警備業務検定1級・2級、建築物環境衛生管理技術者、交通誘導警備検定1級・2級、ボイラー技師2級 等

### (3) 職員の質の向上に向けた取組み

- ・ 緊急時における対応マニュアルを作成し職員に周知するほか、利用者が安全に安心して施設を利用でき、満足度が向上するよう、次表に掲げる研修・訓練等を実施します。

| 項目        | 内容  | 対象者           | 実施回数       | 備考 |
|-----------|---|---------------|------------|----|
| 安全管理パトロール | 施設・設備の維持管理業務において、安全管理に注意して実施されているかどうかを確認する。           | 維持管理業務担当職員    | 年1回        |    |
| 防災訓練      | 利用者および職員の安全を確保するため、避難訓練・通報訓練・消火訓練および救急法に関する訓練を行う。     | 全職員           | 年1回        |    |
| 防犯研修      | 警察の協力を得て、防犯講座や不審者対策研修を実施する。                           | 全職員           | 年1回        |    |
| 人権啓発セミナー  | 人権尊重の理念への正しい理解と人権尊重思想の普及高揚を図る人権啓発セミナーに参加し、内容を職員に伝達する。 | 管理監督職員および全職員  | 年1回        |    |
| 接遇マナー向上研修 | 利用者との直接対応や電話対応で、公平かつ心地よい体験を提供するための研修を実施する。            | 全職員           | 年1回        |    |
| 一次救命救急研修  | 心肺蘇生や自動体外式除細動器(AED)を用いた電気ショック、気道遺物除去の訓練を行う。           | 運動指導員<br>全職員  | 月1回<br>年1回 |    |
| 体力づくり教室   | プログラム指導スキルアップ研修                                       | 体力づくり教室担当スタッフ | 随時         |    |
| プール指導     | プールでの安全管理および指導スキルアップ研修(危機対応シミュレーション)                  | プール指導員        | 月1回        |    |
| 接客研修      | 接客全般のロールプレイング研修                                       | 運動指導員         | 随時         |    |

#### (4) 外部委託の方針等

- ・ 業務内容が特定の専門知識や技術・ノウハウ等を必要とし、専門業者がそれらを提供できる場合に外部委託を検討します。外部の専門業者に委託することで、質の高いサービスの提供や施設・設備等の良好な状態の確保・安全性の確保等ができます。
- ・ また、業務が定型的であり標準的な手順に従って実施することができる場合は、外部委託を検討します。
- ・ 委託先の選定に当たっては、利用者の安全確保を最優先に、また、快適に施設を利用できるよう、専門性の高い業者を選定します。(これまでの実績も参考にします。)
- ・ 委託業務の緊急性や特殊性等が認められないものについては、できるだけ福井県内に営業所を有する事業者へ委託することとします。
- ・ 選定方法は、原則として、指名競争入札または相見積もりによることとします。
- ・ 委託業務の内容により、契約期間等を検討します。
- ・ 設備の保守点検業務の実施に当たっては、原則として、当社職員が立ち会います。
- ・ 県民健康センターと共通の再委託業務であって、一括契約により経費削減が可能なものについては、県民健康センターの指定管理者と契約方法・経費の分担方法等について協議します。(再掲)
- ・ 現在計画している外部委託業務は次のとおりです。

|                         |                  |
|-------------------------|------------------|
| 施設管理業務(清掃業務、受付業務)       | 機械警備業務           |
| プール監視業務                 | 空調設備保守点検業務       |
| 給排水設備保守点検業務             | 消防設備保守点検業務       |
| 植栽維持清掃業務(一部)            | スポーツ公園遊具点検業務     |
| 情報システムソフトウェア・ハードウェア保守業務 |                  |
| エレベータ保守点検業務             | 電話設備保守点検業務       |
| 自動制御装置保守点検業務            | ウオータースライダー法令点検業務 |
| 建築設備定期点検業務              | 電気保安管理業務         |
| 散水・融雪槽および融雪ノズル清掃業務      | トレーニング機器保守業務     |
| 浴槽水水質検査業務               | 温水プール水質検査業務      |
| 煤煙濃度測定業務                | 簡易専用水道水水質検査業務    |
| 融雪・散水ポンプ場電気保安管理業務       | 融雪・散水装置保守業務      |
| 多目的運動広場電気保安管理業務         | 一般廃棄物収集運搬処分業務    |
| 自動ドア保守点検業務              | 駐車場除雪業務          |
| 運動指導業務                  | 温泉湯場・送湯設備保守点検業務  |
| 空気環境測定相対湿度検査業務          | ボイラー等煤煙量測定業務     |
| 高齢者いきいきフェア事業            |                  |
| など                      |                  |

## (5) 緊急時等の対応

### ア 危機発生前の取組み

- ・ 災害対策および救急救命等の対応マニュアルを整備し、職員に周知徹底します。なお、マニュアルについては、必要に応じて見直しを行います。
- ・ (3)に記載した訓練等を実施し、初動体制の確保、避難誘導、初期消火、救命救急等について実践的な訓練を行います。
- ・ 災害や事故発生時の緊急連絡網については、施設内に掲示するとともに、職員が携行します。なお、定期的に、緊急連絡網に変更がないか確認します。
- ・ 緊急時に使用する救護用品・資材等については、日ごろから点検し、適切に管理します。また、点検の実施状況について記録します。(例：消火器、AED(バッテリーチェック)、応急セット、拡声器、懐中電灯 等)
- ・ 災害時の避難場所としての利用を想定し、近隣の自治会等との協議を行うとともに、災害時に非常食品等を調達できるよう事業者をリストアップします。

### イ 危機発生後の対応

- ・ 緊急時には、利用者および職員の人命尊重を第一とし、福井県、警察、消防等との連絡体制を確保します。
- ・ 災害対策および救急救命等の対応マニュアルに基づき、状況確認、負傷者の救助、安全の確保など、迅速かつ適切な対応を行います。
- ・ 緊急時における役割分担を予め明確にしておき、連絡調整や避難誘導、救護、消火等が円滑に実施されるようにします。
- ・ 不審者については、状況に応じて、利用者に速やかに周知するとともに避難させます。不審者を刺激しないようにするとともに、職員の安全確保のため、複数の職員で対応し、警察に通報します。
- ・ 危機事象が発生した場合、再発防止対策を検討し、必要な事前対策を講じるとともに、訓練項目に追加して訓練を実施します。
- ・ 災害時の避難場所として利用される場合は、施設の開錠ならびに施設および周辺の被害状況の確認を速やかに行い、利用者および住民の避難に備えます。

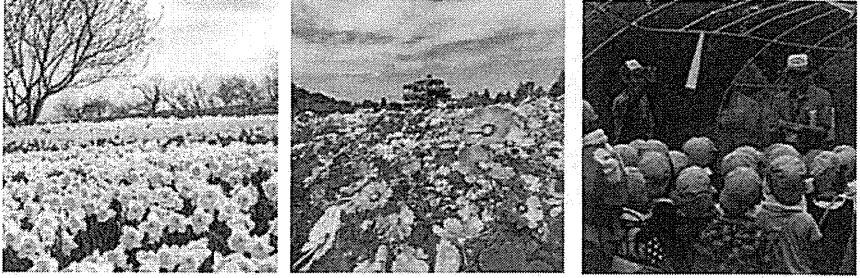
## (6) 保険への加入

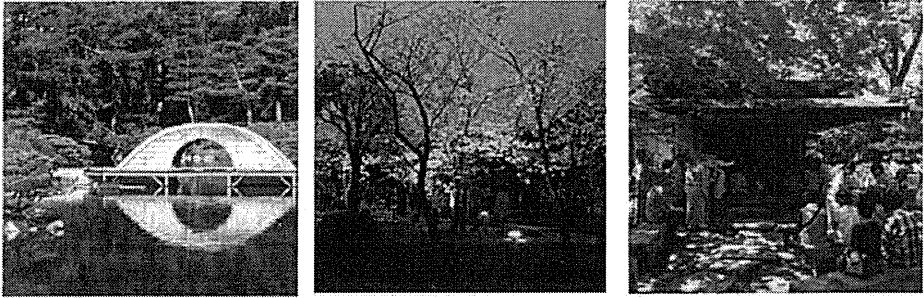
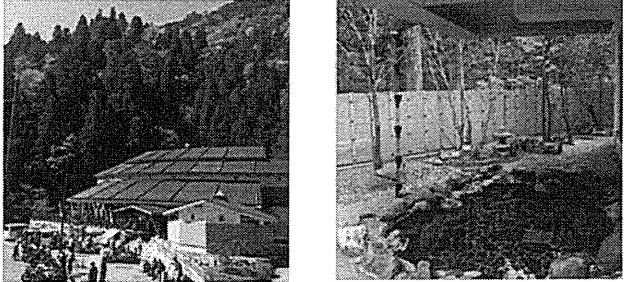
- ・ 「施設の管理」「仕事の遂行」に伴う賠償事故を補償する施設賠償責任保険に加入します。  
指定管理者が管理する不動産または動産(以下「施設」という。)、もしくは、施設の用法に伴う指定管理業務の遂行のいずれかの事由に起因するものであって、利用者の身体の障がいまたは財産の損壊について、法律上の損害賠償責任を負うもの
- ・ 主催するイベント・行事等における傷害保険については、上記保険の対象外となる場合には、その都度加入します。

7 同種の施設の管理運営実績

| 名称                       | 所在地    | 業務内容  | 運営期間          | 備考 |
|--------------------------|--------|---|---------------|----|
| テレポート福井総合公園              | 福井県坂井市 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合公園の維持管理に関する業務</li> <li>・ 利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務</li> </ul>  | 平成26年度～現在に至る  |    |
|                          |        |   |               |    |
| 坂井市ゆりの里公園                | 福井県坂井市 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゆりの里公園の維持管理に関する業務</li> <li>・ ゆりの里公園の利用の許可に関する業務</li> <li>・ ゆりの里公園の利用に係る利用料金の徴収に関する業務</li> <li>・ その他、「仕様書」に定める業務</li> </ul> | 令和5年度～現在に至る   |    |
|                          |        |   |               |    |
| 以下は、当社子会社（広島緑地建設株式会社）の実績 |        |   |               |    |
| 国営備北丘陵公園                 | 広島県庄原市 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務全体のマネジメントおよび企画立案業務</li> <li>・ 施設・設備維持管理業務</li> <li>・ 植物管理業務</li> <li>・ 事業者の提案により独立採算で行う収益施設の運営および自主</li> </ul>           | 平成22年6月～現在に至る |    |



| 名称                   | 所在地        | 業務内容   | 運営期間              | 備考 |
|----------------------|------------|--|-------------------|----|
|                      |            | 事業(収益施設等設置管理運営業務)  |                   |    |
|                      |            |    |                   |    |
| 広島県縮景園               | 広島県<br>広島市 | <b>【縮景園】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園内施設および駐車場の利用の許可等に関する事</li> </ul>  | 平成24年度<br>～平成28年度 |    |
| 広島県縮景園<br>および広島県立美術館 | 広島県<br>広島市 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設および附属設備等の維持管理ならびに修繕に関する事</li> <li>・ 庭園管理技術者の育成, 確保に関する事</li> <li>・ 入園券の販売および入園料の徴収に関する事</li> <li>・ 利用案内等に関する事</li> <li>・ 伝統文化行事等の実施および伝統文化に関する学習活動の支援に関する事 等</li> </ul> <b>【美術館】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民ギャラリー, 講堂および駐車場の利用の許可等に関する事</li> <li>・ 施設および附属設備等の維持管理ならびに修繕に関する事</li> <li>・ 入館券の販売および入館料の徴収に関する事</li> <li>・ 利用案内等に関する事</li> <li>・ 美術等に関する学習活動の支援および情報発信に関する事</li> <li>・ 特別展の開催に関する事 等</li> </ul> | 平成29年度<br>～現在に至る  |    |

| 名称                       | 所在地     | 業務内容   | 運営期間         | 備考 |
|--------------------------|---------|--|--------------|----|
|                          |         |    |              |    |
| 廿日市市福祉健康増進保養センター 道の駅スパ羅漢 | 広島県廿日市市 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スパ羅漢の事業の実施に関する業務</li> <li>・ スパ羅漢の利用の許可に関する業務</li> <li>・ スパ羅漢の利用促進に関する業務</li> <li>・ スパ羅漢の施設および設備の維持管理に関する業務 等</li> </ul> | 平成26年度～令和3年度 |    |
|                          |         |   |              |    |

## 8 提携・協力団体の状況

### (1) 株式会社エル・ローズ

- ・ 衣料品（インナーウェア等）、健康食品、美容品等の企画・製造・販売、ならびにフィットネスクラブおよびカルチャースクール、デイ・サービス等施設の管理・運営を実施。
- ・ けんこうスポーツセンターおよび温水プールにおける運動指導業務を、（公財）福井県健康管理協会から受託。
- ・ 上記のほか、健康福祉事業として、スポーツクラブ事業（ルネッサ）、キッズスイミングクラブ事業（ルネッサ）、デイ・フィットネス事業（楽らく）、カルチャースクール事業（越前カルチャーセンター）などを運営している。
- ・ SDGsの取り組みにも力を入れており、サステイナブルな女性用インナーウェアや地産地消を目的とした化粧品の開発に取り組んでいる。
- ・ グループ会社には、㈱華（「リカーワールド華」の運営）、㈱カーネーション（「売ッチャリ買ッチャリ」等のクルマ事業）、アップル流通㈱（物流サービス業）、芝政観光開発㈱（「芝政ワールド」の運営）など多角的な事業展開を行っている。また、社会福祉法人「慶長会」も運営している。

### (2) 株式会社オーイング

- ・ 警備保障業務やビル総合管理、指定管理・人材派遣、一般建設業を実施。
- ・ けんこうスポーツセンターおよび生きがい交流センターの受付業務、清掃業務および機械警備業務ならびにプール監視業務を、（公財）福井県健康管理協会から受託。
- ・ 指定管理については、上記のほか、紫式部と国府資料館（越前市）、みかた温泉きららの湯（若狭町）ならびにまちの駅・旭座および公園体育施設（小浜市）の管理を受託している。
- ・ スポーツ活動にも力を入れており、ウエイトリフティング部、ビーチバレーボール部、ローイング部の部員は、国内外の大会で活躍している。
- ・ グループ会社の㈱スカイオーイングは、ドローン空撮、ドローンスクールなどを行っている。

## 9 管理運営状況の自己評価

仕様書に基づく事業評価業務（利用者アンケート調査、事業評価）を行うほか、以下の取組みを実施します。

- ① 業務日誌に、天気・気温、利用者数、電気・水道・燃料の使用量および利用者からの苦情・意見・要望等を記録します。
- ② 電気等の使用量の異常値については、要因・原因を解明し、必要に応じて、職員への注意喚起または修理等を行います。
- ③ 苦情等については、関係職員または全職員に注意喚起または速やかな対応を実施します。
- ④ 事故やトラブルについては、要因・原因を解明し、関係職員または全職員に再発防止の周知徹底を行います。ヒヤリハット事例も同様。
- ⑤ 必要に応じて業務マニュアル等の見直しを行い、関係職員への周知およびマニュアル等に従った実践を徹底します。

## 10 福井県への提案

- ・ 「福井県公共施設等総合管理計画」で示されている「詳細診断の実施」「事後保全から予防保全への転換」「長期保全計画の策定」等を実施していただきたい。
- ・ トレーニングマシンについて、
  - ① 製造メーカーの統一
  - ② 筋トレマシンの拡充
  - ③ 定期的な更新をしていただきたい。
- ・ プールの水深調整台（プールフロア）を軽量のFRP樹脂製に更新していただきたい。
- ・ 健康の湯の洗い場にブース（間仕切り）を設置していただきたい。
- ・ キャッシュレス対応の券売機を導入していただきたい。
- ・ 駐車場台数の増および除雪作業効率アップのため、駐車場内の植栽エリアを見直していただきたい。
- ・ 広い敷地内の管理、犯罪防止、トラブル解決、利用者の安心等にもつながるため、屋内外の防犯カメラを増設していただきたい。
- ・ 森林管理の方針を明らかにしていただきたい。

## 11 現に従事している職員の雇用についての提案

- ・現在の従事者は、ふくい健康の森（温泉・スポーツ施設）における日常業務を習熟しているだけでなく、危機管理対応等も熟知しており、さらに、施設利用者（リピーター）や関係者との信頼関係を築いていることから、指定管理業務を円滑に引き継ぎ、実施していくうえで大きな戦力となると考えている。
- ・当社への就職を希望される方については、面接等を行い、個々人の能力等を確認するとともに、当社における処遇・担当業務等を説明し、納得していただいたうえで採用する。

## 12 その他（財務状況等）

- ・当社は、1975年（昭和50年）の創業以来黒字経営を継続しており、当社の財務状況は、しっかりとした財政基盤のもと信頼性と安定性を示しています。  
（損益計算書（過去3年間）および財産目録は別紙3のとおり）
- ・当社は、これまでさまざまな事業環境の変化に対応し、持続的な成長を果たしてきました。そして、変化し続ける事業環境の中で、お客様や地域により良いサービスを提供し、持続可能な黒字経営を維持するために全力を尽くしていきます。

(別紙1) 職員の勤務ローテーション表 (標準月)

けんこうスポーツセンター

開館時間 平日 9:00~21:00 日祝 9:00~18:00(ただし、スケートパークは全日9:00~21:00)

(勤務時間 a 8:30~17:15 b 9:30~18:15 c 12:30~21:15)

| 日   | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 曜日  | 日 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 日 | 火 | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 日  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 日  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 日  | 火  | 水  |
| 職員① | 休 | a | a | c | a | 休 | b | 休 | a | c  | a  | a  | c  | 休  | 休  | c  | a  | a  | c  | a  | a  | 休  | 休  | a  | c  | a  | 休  | b  | 休  | a  | c  |
| 職員② | 休 | a | c | a | a | c | 休 | 休 | c | a  | a  | c  | a  | a  | 休  | 休  | a  | c  | a  | 休  | b  | 休  | a  | c  | a  | a  | c  | 休  | 休  | c  | a  |
| 職員③ | 休 | c | a | a | c | a | a | 休 | 休 | a  | c  | a  | 休  | b  | 休  | a  | c  | a  | a  | c  | 休  | 休  | c  | a  | a  | c  | a  | a  | 休  | 休  | a  |

生きがい交流センター

開館時間 全日 9:00~21:00

(勤務時間 a 8:30~17:15 c 12:30~21:15)

| 日   | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 曜日  | 日 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 日 | 火 | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 日  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 日  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 日  | 火  | 水  |
| 職員④ | 休 | a | a | c | a | 休 | c | 休 | a | c  | a  | a  | c  | 休  | 休  | c  | a  | a  | c  | a  | a  | 休  | 休  | a  | c  | a  | 休  | c  | 休  | a  | c  |
| 職員⑤ | 休 | a | c | a | a | c | 休 | 休 | c | a  | a  | c  | a  | a  | 休  | 休  | a  | c  | a  | 休  | c  | 休  | a  | c  | a  | a  | c  | 休  | 休  | c  | a  |
| 職員⑥ | 休 | c | a | a | c | a | a | 休 | 休 | a  | c  | a  | 休  | c  | 休  | a  | c  | a  | a  | c  | 休  | 休  | c  | a  | a  | c  | a  | a  | 休  | 休  | a  |

(別紙2) 委託先の派遣スタッフの配置 (標準月)

けんこうスポーツセンター、コートハウス、温水プール

|           |             | 時7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13  | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
|-----------|-------------|----|---|---|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 受付        | 下記を除く開館日    |    |   |   |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    | 1  |    |    |    |    |
|           | 土曜日         |    |   |   |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    | 1  |    |    |    |    |
|           | 日曜日         |    |   |   |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 事務補助      | 下記を除く開館日    |    |   |   |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           | 日曜日         |    |   |   |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 事務所勤務     | 早番勤務        |    |   |   |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           | 通常勤務        |    |   |   |    |    |    | 1~2 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           | 日曜日、祝日      |    |   |   |    |    |    | 1~2 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           | 遅番勤務        |    |   |   |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           | 遅番勤務(夜のみ)   |    |   |   |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 受付・事務補助兼務 | 早番勤務        |    |   |   |    |    |    | 1~2 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           | 通常勤務        |    |   |   |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 日常清掃      | 下記を除く開館日    |    |   |   |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           | 日曜日、祝日      |    |   |   |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           | 日曜日、祝日の翌開館日 |    |   |   |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| プール監視     | 下記を除く開館日    |    |   |   |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           | 土曜日         |    |   |   |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           | 日曜日、祝日      |    |   |   |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| スポーツ指導(※) | 下記を除く開館日    |    |   |   |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           | 金曜日、土曜日     |    |   |   |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|           | 日曜日、祝日      |    |   |   |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |

※:半数以上は健康運動指導士を配置することを基本とする。

注:減量講座を実施する際には、栄養指導のため管理栄養士を配置する。

生きがい交流センター

|      |       | 時7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
|------|-------|----|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 受付   | 開館日   |    |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 事務補助 | 開館日   |    |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|      |       |    |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|      |       |    |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 日常清掃 | 開館日   |    |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 中央監視 | 開館日   |    |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 制御機器 | 閉館日   |    |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 運転管理 | 閉館日前日 |    |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |

(別紙3)

損益計算書

(単位：円)

| 区分                    | 2022年度                  | 2021年度                  | 2020年度                  |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
|                       | 2022/1/1<br>~2022/12/31 | 2021/1/1<br>~2021/12/31 | 2020/1/1<br>~2020/12/31 |
| 売上高 ①                 |                         |                         |                         |
| その他の収入 ②              |                         |                         |                         |
| 総収入 ③ (①+②)           |                         |                         |                         |
| 売上原価 ④                |                         |                         |                         |
| 売上総利益 ⑤ (③-④)         |                         |                         |                         |
| 販売費及び一般管理費 ⑥          |                         |                         |                         |
| 人件費                   |                         |                         |                         |
| 減価償却費                 |                         |                         |                         |
| その他                   |                         |                         |                         |
| 営業利益 ⑦ (⑤-⑥)          |                         |                         |                         |
| 営業外収益 ⑧               |                         |                         |                         |
| 営業外費用 ⑨               |                         |                         |                         |
| 経常利益 ⑩<br>(⑦+⑧-⑨)     |                         |                         |                         |
| 特別利益 ⑪                |                         |                         |                         |
| 特別損失 ⑫                |                         |                         |                         |
| 税引前当期純利益 ⑬<br>(⑩+⑪-⑫) |                         |                         |                         |
| 法人税等 ⑭                |                         |                         |                         |
| 法人税等調整額 ⑮             |                         |                         |                         |
| 当期純利益 ⑯<br>(⑬-⑭+⑮)    |                         |                         |                         |

財産目録 (抄) (2022年12月31日現在)

(単位：円)

|              |  |
|--------------|--|
| 資産合計 ⑰ (⑱+⑲) |  |
| 流動資産合計 ⑱     |  |
| 固定資産合計 ⑲     |  |
| 負債合計 ⑳ (㉑+㉒) |  |
| 流動負債合計 ㉑     |  |
| 固定負債合計 ㉒     |  |
| 正味資産 ㉓ (⑰-㉑) |  |